

こども未来部

議案第142号 大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第142号 大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

資料の2ページをお願いします。

改正趣旨についてですが、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）における規定が改正されたことを受け、本市の条例についても同様の改正を行うものでございます。

資料の3ページをお願いします。

改正内容についてですが、「虐待行為を規定した箇所の改正」に伴うものとして家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、改正後の児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行

為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを規定したものです。

また、「地域限定保育士の一般制度化に伴う保育士の規定の改正」に伴うものとして、各施設等に置かなければならないとされている保育士について、地域限定保育士も追加することとしたものであります。そして、「健康診断方法の改正」に伴うものとして、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査の内容が家庭的保育事業者等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、家庭的保育事業者等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとしたものであります。なお、施行期日は、公布の日を予定しております。

改正箇所については、4、5ページに記載のとおりとなります。